

岩手県告示第 237 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関が診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 3 月 20 日

岩手県知事 増 田 寛 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
及川皮膚科クリニック	大船渡市猪川町字中井沢 10 番地 10	平成 19 年 1 月 31 日